

一般財団法人 首都高速道路協会 駐車場利用約款

駐車場管理者

(1) 主たる事務所

名称 一般財団法人首都高速道路協会
所在地 東京都千代田区九段南四丁目7番15号 JPR 市ヶ谷ビル3階

(2) 管理する事務所

名称 一般財団法人首都高速道路協会 神奈川支所
所在地 神奈川県横浜市西区北幸一丁目11番11号 NMF 横浜西口ビル8階
電話 045-227-1560

(趣旨)

第1条 この約款は、一般財団法人首都高速道路協会（以下「協会」といいます。）の管理する時間貸駐車場（以下「駐車場」といいます。）について、利用に関する事項を定めたものです。

(定義)

第2条 この約款の用語の意義は、次のとおりとします。

- 一 「車両」とは、駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第四号に規定する自動車をいいます。
- 二 「自動二輪車」とは、駐車場法第2条第四号に規定する自動車のうち、大型自動二輪車（側車付きのものを除きます。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除きます。）をいいます（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第十号に規定する原動機付自転車は含まれません。）。
- 三 「普通自動車」とは、第一号に規定する「車両」から、第二号の「自動二輪車」を除いたものをいいます。
- 四 「バス」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項口に規定する「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可を得て旅客を運送する自動車又は乗用の用に供する乗車定員11人以上の自家用自動車をいいます。
- 五 「利用者」とは、駐車をする目的で駐車場を利用する者をいいます。
- 六 「入場」とは、駐車場の敷地に入ることをいいます。
- 七 「出場」とは、駐車場の敷地から出ることをいいます。
- 八 「入庫」とは、駐車場内に示された駐車室に入ることをいいます。
- 九 「出庫」とは、駐車場内に示された駐車室から出ることをいいます。

(契約の成立等)

第3条 利用者は、この約款を承認のうえ駐車場を利用するものとし、この約款は駐車場に入場した時点から適用されるものとします。

- 2 協会は、短時間駐車するための駐車室を有償で提供することを目的とするものであり、車両をお預りするものではありません。
- 3 利用者以外の立ち入りは禁止します。

(利用時間及び駐車時間制限)

第4条 駐車場の利用時間は、毎日終日（24時間）とします。

- 2 協会の管理する駐車場は短時間駐車を目的とする駐車場ですので、駐車場の1回の利用は最長48時間までとします。定期駐車券による利用を除き、継続して48時間を超えて駐車しないでください。ただし、協会若しくは協会が指定した管理会社（以下「管理者」といいます。）に事前に承認を受けた場合、駐車場に別途駐車時間制限が掲出されている場合又は協会がやむを得ないと判断した場合は、この限りではありません。

(利用休止等)

第5条 協会は、次の場合には駐車場の全部又は一部について利用休止、駐車室の隔絶、車路の通行止、駐車した車両の退避等を行なうことがあります。

- 一 天災地変による災害、火災、浸水、積雪、凍結、爆発、施設又は器物の損壊その他これらに準ずる事故が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合。
- 二 保安上、利用の継続が適当でないと認められる場合。
- 三 工事、清掃、又は消毒を行なうため必要があると認められる場合。
- 四 停電による場合。

五 その他、駐車場の管理上、緊急の措置をとる必要があると認められる場合。

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車できる車両は、次の各号の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車することはできません。

一 普通自動車駐車場

(1) ゲート式駐車場の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5.0m以下	1.9m以下	2.7m以下	13cm以上	2.5t以下

(2) ロック式駐車場の場合

車両全長	車両全幅	最高車両高	最低地上高	車両総重量
5.0m以下	1.9m以下	2.7m以下	13cm以上	2.5t以下

二 自動二輪車駐車場

自動二輪車全長	自動二輪車全幅
2.5m以下	1.0m以下

三 観光バス駐車場

車両全長	車両全幅	最高車両高
12.0m以下	2.5m以下	3.8m以下

2 「普通自動車駐車場」には、自動二輪車、原動機付自転車、足踏自転車、小型特殊自動車は、駐車することができません。

3 「自動二輪車駐車場」には、自動二輪車以外は、駐車することができません。

4 「観光バス駐車場」には、バス以外の車両の駐車はできません。

5 第1項から第4項までの規定の適用にあたっては、車両の積載物及び付属装着物を含めて判断するものとします。

(駐車拒絶等)

第7条 第6条に規定する基準に該当する車両であっても、次の一に該当する車両は駐車することができません。

一 最低地上高が25cmを超える車両、車両入庫認識装置が作動しない形状の車両。

二 オート・レベリング機能等を有し、車高が変化する車両。

三 エアロパーツ装着車等ロック板との接触により入出庫障害を起こす恐れがある車両。

四 無登録車、車検切れ車等、公道を走行することが禁じられている車両。

五 自動車登録番号が覆われている、又は取り外されている車両、登録番号自動認識装置による読み取りが困難な車両。

六 自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。

七 仮登録中の車両、車体の特定が困難な車両。

八 付属装着物等があり、又は大型特殊、建設用特殊等の特殊な用途の車両で、接触により駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その他積載物若しくはその付属装着物を滅失し、き損し、又は汚損する恐れがある車両。

九 車両備付けのガソリン携行缶を除き、引火物、爆発物その他危険物を積載し又は取付けている車両。

十 著しく騒音又は臭気を発する車両。

十一 非衛生的なものを積載し若しくは取付けている車両又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼす恐れがある車両。

2 前項及び第17条の規定のほかに、協会は、駐車場が満車である場合に入場をお断りするほか、次の場合には、入場若しくは出場を断り又は車両を退去していただきます。

一 利用者が駐車料金の支払いに応じないとき。

二 第17条に規定する遵守事項に違反したとき。

三 利用者が特に管理者又は協会に申し出ることなく第4条第2項に規定する駐車時間を超えて駐車しようとするとき又は駐車したとき。

四 利用者が横浜市暴力団排除条例第2条第2項に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は第7条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められると判断するに足る理由があるとき。

五 その他駐車場の管理上支障があると認められるとき。

(駐車時間)

第8条 駐車料金を算出するための駐車時間(以下「駐車時間」といいます。)は、ゲート式駐車場の場合は、駐車場構内に入場する際の駐車券の発行時から出場の際の収券時までの時間、また、ロック式又はフラップレス式駐車場の場合は、センサーが感知した駐車室への入庫から出庫までの時間とします。

(所在地、時間区分による駐車料金及び精算等)

第9条 駐車場の所在地は、別表のとおりとします。

2 駐車料金は、1車両毎に駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。

3 駐車料金は、駐車場内に備付けの自動料金精算機(以下「精算機」といいます。)によりお支払いください。なお、紙幣は、1千円札以外使用できません。予め1千円札、硬貨、交通系ICカードをご用意ください。

4 ロック式駐車場におけるロック板や、ゲート式駐車場におけるゲートの状況、フラップレス式駐車場の入出庫可能な状況にかかわらず、第13条に規定する手順に従って精算行為を行なってください。

(定期駐車券による駐車料金等)

第10条 協会は定期駐車券を発行する場合には、利用者との間においてあらかじめ月極駐車場使用契約を締結するものとします。ただし、定期駐車券の発行枚数は、駐車場の利用状況に応じて制限します。

2 定期駐車券の有効期間は1年間とし、毎年度発行します。

3 定期駐車券の始期は0時とし、終期は23時59分とします。

(不正駐車に対する割増駐車料金)

第11条 利用者が駐車料金を支払わないで車両を出庫した場合等不正利用が繰り返される場合は、協会は、当該利用者から第9条第2項に規定する駐車料金のほかにその2倍相当額の割増駐車料金をお支払いいただくことがあります。

2 定期利用者が定期駐車券を改変する等不正な使用をした場合には、協会は、当該定期駐車券を無効として当該利用者から定期駐車券を返却していただき、かつ、当該利用者から第9条第2項に規定する駐車料金のほかにその2倍相当額の割増駐車料金をお支払いいただきます。

(駐車料金の払戻し)

第12条 次の場合においては、駐車料金又は割増駐車料金の払戻し又は割戻しの請求に応じるものとします。

一 料金又は割増料金の過払いの事実があったときは、その過払いの額

二 第5条の規定により利用休止をしたときは、当該休止に係る料金の額(定期利用者が、利用休止後1ヶ月以内に請求したときに限ります。)

(駐車場の入出場等)

第13条 ゲート式駐車場の利用者は、駐車場入口の自動発券機から駐車券を受け取った後、ゲートが上昇したことを確認してから入場してください。ただし、定期利用者は、自動発券機の定期券読取口に定期券を挿入してから入場してください。

2 ゲート式駐車場を利用者が出場しようとするときは、精算機に駐車券を挿入し、表示された料金を投入して精算を行ない、ゲートが上昇してから出場してください。この場合において、必要に応じて領収書を発行いたします。定期利用者は、精算機に定期駐車券を挿入してから出場して下さい。

3 ロック式及びフラップレス式駐車場の利用者は、駐車場内の区画線で表示している駐車室に入庫してください。駐車室へ車両が入庫するとセンサーが感知して駐車開始となります。なお、ロック式の場合は、一定時間(3分間)経過後にロック板が上昇します。

4 ロック式及びフラップレス式駐車場を利用者が出庫しようとするときは、精算機において、駐車をした駐車室の番号を入力し、表示された料金を投入して精算を行ない、精算後、(ロック式の場合はロック板が降下してから)出庫してください(駐車室番号を誤入力し、精算された場合は料金の返金はしません。)。精算後、一定時間(5分間)を経過しても車両が出庫せずに継続して駐車状況にある場合は、再度、(ロック式の場合はロック板が上昇して)前項の規定同様に駐車開始の状態になりますので、駐車を継続しない場合は速やかに出庫してください。

5 駐車場が満室の場合等、駐車場内及び近隣道路等で車両を停めて入場を待つなどの行為をしないでください。

6 第1項から第4項に掲げる以外に、利用者は、駐車場内に掲出された方法に従い、示された駐車室内

に駐車し、駐車室以外の場所に駐車しないでください。

7 駐車場内の機器故障により正常な入出庫ができない場合は、駐車場内に掲示している管理者へ連絡してください。

(駐車券及び定期駐車券紛失の場合)

第14条 駐車券又は定期駐車券を紛失したときは、ただちに、管理者に連絡してください。

2 前項の連絡があった場合、管理者又は協会は、駐車券紛失の場合は入場時間等必要な情報を聞き取り、出場に問題がないことを確認後、出場していただきます。定期券紛失の場合は定期券番号等を聞き取り、定期利用者であることを確認後、出場していただきます。

3 前項で聞き取った情報は、事実関係を確認後、破棄します。

4 駐車料金は、申し出のあった入場日時によって算出し、虚偽の申し出であることが判明した場合には、第9条第2項に規定する駐車料金のほかにその2倍相当額の割増駐車料金をお支払いいただきます。

(観光バス駐車場の予約)

第15条 観光バス駐車場の利用は予約制とします。

2 前項の予約は、休日(土日祝日及び年末年始(12月29日、12月30日、12月31日、1月2日及び1月3日))を除く前営業日の17時00分までに行うものとし、以下の各号に掲げる事項を申し出るものとし、予約しようとする時点で第七号から第十号の内容が未定の場合は、その旨を申し出るものとし、確定次第、利用日の前営業日の17時00分までに申し出るものとし、

- 一 利用日及び時間帯
- 二 予約者の氏名
- 三 メールアドレス
- 四 電話番号
- 五 会社名
- 六 会社住所
- 七 利用団体名
- 八 当日の緊急連絡先(駐車場利用者の氏名・電話番号)
- 九 バス会社名
- 十 車両情報(車種、色及びナンバー)

3 予約確定メールを受信した時点で、予約者が駐車場使用契約の相手方となります。

(観光バス駐車場の利用)

第16条 観光バス駐車場はフラップレス式駐車場につき、利用者は、予約確定時に指定された駐車室を使用するものとし、

2 利用者は出庫のため車両を移動する前に場内の精算機にて精算を行い、精算後5分以内に出庫するものとし、5分以内に出庫しなかった場合、使用料金の課金が再開されるため、再精算していただく必要があります。精算後の駐車時間を含めた駐車時間が、支払い済みの駐車料金に応じた駐車時間を超えた場合、その料金を請求することがあります。

3 利用者は、指定された駐車室を誤る等して一時出庫する場合や一時出場しその後再入庫する場合には、その都度精算するものとし、場内の精算機で未精算だった場合には、後日使用料金を請求することがあります。

4 駐車料金が支払われなかった場合、原則、駐車場使用契約の相手方である駐車場の予約者に請求いたします。ただし、予約者が駐車場利用者に支払わせる旨を申し出た場合は、この限りではありません。なお、予約者と連絡が取れない等不測の事態が発生した場合は、駐車場利用者に駐車料金を請求することがあります。

(観光バス駐車場の利用拒絶)

第17条 前2条の規定について、違反が繰り返された場合、違反を繰り返した予約者又は駐車場利用者からのその後の予約や駐車場の利用をお断りすることがあります。

(駐車場内の通行等)

第18条 利用者は、駐車場内の車両の通行については、道路交通関係法令に定める交通規則の例によりこれを行なうほか、次の事項を守ってください。

- 一 徐行すること。
- 二 追越しをしないこと。
- 三 出場する車両の通行を優先すること。

四 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。

五 標識、案内板の表示又は管理者の指示に従うこと。

(駐車位置の変更)

第19条 駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更していただくことがあります。

(遵守事項)

第20条 第18条の定めによるほか、利用者は、駐車場内において次の事項を遵守してください。

一 駐車場内での喫煙又は火気の使用はしないこと。

二 貴重品その他盗難の恐れのある物品を車内に留置しないこと。

三 車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠すること。

四 駐車中はエンジンを必ず停止すること。

五 ゴミ類は、持ち帰ること。

六 他の利用者の駐車位置、管理室等の中にみだりに立ち入らないこと。

七 駐車場内で宿泊しないこと。

八 駐車場の施設若しくは器物又は他の車両、その他積載物若しくはその付属装着物を滅失し、き損し、又は汚損しないこと。

九 ロック板が上昇し接触しているドアの開閉をしないこと。

十 料金の支払いを済ませたときは、ただちに出庫すること。

十一 駐車場内では営業、演説、歌舞音曲、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対しないこと。

十二 その他協会の業務又は利用者の妨げとなる行為をしないこと。

(事故等の届出及び応急措置)

第21条 利用者は、次の場合は管理者又は協会にその旨をただちに届け出てください。

一 利用者が、駐車場において交通事故を引き起こした場合。

二 利用者が、駐車場において駐車場の施設若しくは器物又は車両、その他積載物若しくはその付属装着物を滅失し、き損し、又は汚損した場合。

三 利用者が、駐車場において自己の車両、その積載物若しくはその付属積載物に異状又は被害を発見した場合。

四 利用者が、駐車場において他の交通事故又は他の車両、その積載物又は付属装着物に異状を発見した場合。

2 管理者又は協会は、前項の届出があったとき又は協会が利用者若しくは駐車車両について事故を発見したとき若しくは事故が発生する恐れがあると認めるときは、利用者の同意をいただいて速やかに必要な措置をいたします。ただし、緊急の場合には利用者の同意をいただかないで応急の措置をとることができます。

(引取りの請求)

第22条 利用者が予め協会への届出を行なうことなく第4条第2項に規定する期間を超えて車両を駐車している場合又は定期駐車券を利用する者が月極駐車場使用契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、協会はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、協会が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができます。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、若しくは引取ることができないとき又は協会の過失なくして利用者を確認することができないときは、協会は、車両の所有者等(自動車車検証又は登録事項等証明書に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により協会が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができます。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、協会に対して車両の引渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとします。

3 協会が前2項の請求を書面により行なう場合は、協会が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができるものとします。

4 協会は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、協会の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負いません。

(車両の調査)

第23条 協会は前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度の範囲内において、車両(車内を含む。)を調査することができるものとします。

(車両の移動)

第24条 協会は、第22条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができるものとします。

(車両の処分)

第25条 協会は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができないとき、又は協会の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示の方法により予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し又は駐車場において掲示する方法により予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。

2 協会は、前項の規定により処分した場合は、遅延なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示するものとします。

3 協会は、第1項の規定により車両を売却した場合は、その対価から駐車料金並びに車両の保管、移動及び売却のために要した費用に充当し、残額があるときはこれを利用者へ返還し、不足があるときは利用者に対しその支払いを請求するものとします。

(保管責任)

第26条 協会は、第3条第2項に規定するとおり車両をお預りするものではないため、車両の保管責任は負いません。

(損害の賠償)

第27条 協会は、その責に帰すべき事由により車両を滅失し、き損し、又は汚損したときは、当該車両の時価、損害の程度その他の事情を考慮してその損害を賠償いたします。

(車両の積載物及び付属装着物に関する免責)

第28条 協会は、駐車場に駐車する車両の積載物及び付属装着物に関する損害については、盗難、紛失の場合を含め一切賠償いたしません。

(車両及び利用者の損害に関する免責)

第29条 協会は、次の事由その他協会の責に帰することのできない事由によって生じた車両及び利用者の損害については、賠償いたしません。

- 一 天災地変その他不可抗力による事故。
- 二 当該車両、その積載物又は付属装着物が原因で生じた事故。
- 三 協会の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。
- 四 協会の責に帰することのできない事故等に対する第21条の規定による措置。

(利用休止等に関する免責)

第30条 協会は、駐車場の全部又は一部について利用休止、駐車室の隔絶、車路の通行止、駐車車両の退避を行なったときは、利用者の損害について賠償いたしません。

(利用者の損害賠償)

第31条 協会は、利用者が本約款若しくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意若しくは過失により、駐車場の施設若しくは器物を滅失し、き損し、又は汚損した場合は、それにより協会が受けた損害(その結果、駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む。)を賠償していただきます。

(法令の適用)

第32条 この約款に定めのない事項については、法令の規定に従って処理します。

2 駐車場の利用に関する紛争については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

附 則

この約款は、令和6年9月12日から施行します。

別表

名 称	所 在 地
1. 吉田橋駐車場	横浜市中区港町5-24番地先
2. 楠町駐車場	横浜市西区楠町10-12他
3. 南部市場前駐車場	横浜市金沢区鳥浜町地先
4. 横浜北幸自動二輪車駐車場	横浜市西区北幸2-7-20他
5. 桜木町駐車場	横浜市中区桜木町1-101-2
6. 花園橋観光バス駐車場	横浜市中区山下町258-10
7. 花園橋駐車場	横浜市中区山下町258-10